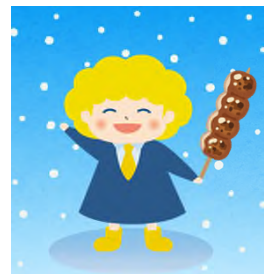




群馬労働局の取組 トピックス (令和6年12月25日配信)



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「ハロゆう」ちゃん ぐんまver.

- ①女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けましょう!
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けましょう!
- ③群馬県特定最低賃金が令和6年12月28日から改正されます!

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報をお載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739) 発信者 雇用環境・均等室

①女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けましょう!




女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

えるぼし認定のメリット

えるぼし認定を受けた事業主は、認定マークを、商品、広告、名刺、求人票、自社のホームページなどに使用することができます。女性の活躍を推進している事業主であることをPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながることを期待できます。また、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

認定の段階

※「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」とは「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のことです。

<p>3段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」※の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>2段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」※のうち3つ又は4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの（※）を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>1段階目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」※のうち1つ又は2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの（※）を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

プラチナえるぼし



- ※えるぼし認定を受けた事業主が申請できます。
- 事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」※の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く）のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。



▲認定基準の詳細はこちら！
クリックまたは
二次元コードをスキャン




②次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けましょう！

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一般事業主行動計画に定めた目標を達成したうえで、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

くるみん認定のメリット

認定を受けると、くるみんマークを、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。また、公共調達等の加点評価などを受けることができます。

認定の種類

<p>くるみん認定</p> 	<p>10項目の認定基準を満たす必要があります。</p> <p>例) ・男性の育児休業取得率<u>10%以上</u>、女性の育児休業取得率<u>75%以上</u></p> <ul style="list-style-type: none">・小学校就学前までの子どもを育てる労働者のための短時間勤務制度等があること・所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかについて、成果に関する具体的な目標の設定と実施
<p>トライくるみん認定</p> 	<p>10項目の認定基準を満たす必要があります。</p> <p>例) ・男性の育児休業取得率<u>7%以上</u>、女性の育児休業取得率<u>75%以上</u></p> <ul style="list-style-type: none">・小学校就学前までの子どもを育てる労働者のための短時間勤務制度等があること・所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかについて、成果に関する具体的な目標の設定と実施
<p>プラチナくるみん認定</p>  <p>マントの色は12色から選ぶことができます。</p>	<p>くるみん認定又はトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業を優良な「子育てサポート企業」として認定します。</p> <p>12項目の認定基準を満たす必要があります。</p> <p>例) ・男性の育児休業取得率<u>30%以上</u>、または育児休業取得率および育児目的休暇制度利用率が合わせて50%かつ育児休業などを取得したものが1人以上</p> <ul style="list-style-type: none">・女性の育児休業取得率75%以上・子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）してる者の割合90%以上・育児休業等や育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の策定と実施

プラス認定

上記に**プラス**して、不妊治療のために利用することができる休暇制度等の整備、不妊治療と仕事の両立を推進する方針及び担当者の周知、不妊治療と仕事の両立に関する研修の実施等の基準を満たした、「**不妊治療と仕事との両立をサポートする企業**」が受けることができます。



▲認定基準の詳細はこちら！
クリックまたは二次元コードをスキャン

令和6年5月31日に次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が、令和17年（2035年）3月31日までに延長されました。これに伴い、今後、省令によりくるみん認定基準の一部を見直すこととしています。

★認定を希望される事業主の方は、群馬労働局 雇用環境・均等室（☎027-896-4739）にご相談ください！

③群馬県特定最低賃金が令和6年12月28日から改正されます！

製造業の特定の産業に適用されている「群馬県特定最低賃金」が、本年12月28日から50円引き上げられ、次の額になります。

対象となる産業など、詳しい内容は群馬労働局ホームページ掲載の「群馬県の最低賃金一覧」からも確認できます。

二次元コードについて読み取れない場合は、群馬労働局ホームページから確認をお願いします。

群馬県の最低賃金一覧	
必ずチェック！ 最低賃金！ <small>厚生労働省</small> 群馬労働局	
群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額 発効日 985円 令和6年10月4日
群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。	
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	時間額 発効日 1,067円 令和6年12月28日
<small>【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鉄物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。)</small>	
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	時間額 発効日 1,056円 令和6年12月28日
<small>【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(真空装置・真空機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 発効日 1,056円 令和6年12月28日
<small>【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 発効日 1,056円 令和6年12月28日
<small>【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類(令和6年4月施行)によります。

- 適用
 - 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
 - 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
 - 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。
- 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

 - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
 - 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「**群馬県最低賃金**」が適用されます。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
 - 下記に掲げる業務に主として従事する者



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金
イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰め業務 ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰め業務 ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金
イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰め業務 ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 最低賃金との比較方法
 最低賃金額以上かどうか確認する方法については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43899.html

お問合せ
 群馬労働局労働基準部賃金室(電話027-896-4737)又は県内各労働基準監督署
 群馬労働局 URL: https://site.mhlw.go.jp/gunma_roudoukyoku/home.html



お問い合わせは、群馬労働局労働基準部賃金室(電話027-896-4737)または、管轄の労働基準監督署までお願いいたします。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策




最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

業務改善助成金

問い合わせ先: 業務改善助成金コールセンター 電話: 0120-366-440 (平日 8:30~17:15)
又は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

キャリアアップ助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター

青色申告書提出している中小企業等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先: 日本政策金融公庫 電話: 0120-154-505

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

固定資産税の特例措置

問い合わせ先: <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等導入計画の作成等に関する中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話: 03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)
<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を支援します。

中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

問い合わせ先: 経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話: 03-3501-1957(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制)

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター 経営強化税制 検索

電話: 03-6281-9821 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先: 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 省力化補助金 検索

電話: 0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く))

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。

⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター ものづくり補助金 検索

電話: 050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

⑩ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先: <商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 持続化補助金 検索

問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 電話: 03-4330-3480

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先: サービス等生産性向上 IT 導入支援事務局 IT 導入補助金 検索

電話: 0570-666-376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援します。

⑫ 事業承継・引継ぎ補助金

問い合わせ先: 事業承継・引継ぎ補助金事務局 事業承継・引継ぎ補助金 検索

(経営革新事業): 050-3000-3550
(専門活用枠/廃業・再チャレンジ枠): 050-3000-3551

事業承継・M&A 後の経営革新(設備投資や販路開拓等)に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費等)を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先: 下請ガイドライン 下請ガイドライン 検索

電話: 03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



⑭ パートナースHIP構築宣言

問い合わせ先: <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話: 03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話: 03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先: 公正取引委員会事務局総局経済取引局取引部 価格交渉指針 検索

企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話: 03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑰ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669 官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。

4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先: 日本政策金融公庫(日本公庫) 電話: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話: 098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の債権は融資を受けることができます。

⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

問い合わせ先: 事業所の所在地の商工会・商工会議所 マル経融資 検索

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本店支店
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク 建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発助成金」)、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」を支給します。

㉑ 人材確保等支援助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク 人材確保等支援助成金 検索

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

㉒ 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク 地域雇用開発助成金 検索

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に助成します。

㉓ 人材開発支援助成金

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク 人材開発支援助成金 検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部などを助成します。

6. 相談窓口

㉔ よろず支援拠点

問い合わせ先: 各都道府県による支援拠点 よろず支援拠点 検索

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉕ 下請かけこみ寺

問い合わせ先: (公財)全国中小企業振興機関協会 下請かけこみ寺 検索

各都道府県の下請かけこみ寺 電話: 0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉖ 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先: 全国の働き方改革推進支援センター 働き方改革 特設サイト 検索

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、長時間労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご利用ください。

㉗ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサボ plus」

問い合わせ先: ミラサボ plus コールセンター 電話: 050-5370-4340 ミラサボ plus 検索

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先: 厚生労働省 H P ホーム> 厚生労働省について> 所在地案内>
都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧



最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

(令和6年8月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

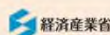
賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。
※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。



<業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



対象となる事業者

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただけます。

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

※一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース(30円以上)	45円コース(45円以上)	60円コース(60円以上)	90円コース(90円以上)
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2~3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4~6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特別事業者(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例
 ・地域別最低賃金が935円
 ・事業場内最低賃金が940円から1000円にUP
 →事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
 →労働者7人の最低賃金引上げを実施
 →60円コース・7人以上の区分で
 助成上限額は230万円
 (設備投資費用が300万円の場合…)
 300万円×4/5=240万円
 →助成上限額230万円を超えているため、230万円支給

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
 問合せ 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440

<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

- 対象となる方**
- ①正社員化コース
 - ②賃金規定等共通化コース
 - ③障害者正社員化コース
 - ④賞与・退職金制度導入コース
 - ⑤賃金規定等改定コース
 - ⑥社会保険適用時処遇改善コース(R5.10~)

支援内容 ※賃金規定等改定コースの場合

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設
 最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいませんか?新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

問合せ 都道府県労働局

<IT導入補助金>

□事業概要: 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限: 最大450万円

□補助率: 1/2~4/5

□賃上げ加点: 給与支給総額を年平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

問合せ サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター: 0570-666-376

<賃上げを後押しするその他施策>

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要: 構造的な人手不足の解決に向けて、カクログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援します。

□補助上限: 最大200~1,000万円(従業員数による) 詳しくはこちら

更に一定の賃上げで、上限額を最大300~1,500万円に引き上げ

□補助率: 1/2以下

問合せ 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター: 0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要: 事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

全企業・中堅企業	中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除	全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

※令和6年3月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご注意ください。

問合せ 税制サポートセンター
 全企業・中堅企業向け税制: 0570-078-117
 中小企業向け税制: 03-6281-9821

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援 コンサルティング セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

問合せ 各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

経営革新支援 経営改善支援 ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します!お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に依って的確な支援機関等をご紹介します。

問合せ 各都道府県のよろず支援拠点



中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた 中小事業者等取引公正化推進 アクションプラン

公正取引委員会は、令和3年9月8日、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、令和3年9月の「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しました。

1 下請法等の執行強化

- ・下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化
- ・買いたたきの指導実績が多い業種等への調査拡大
- ・最低賃金の引上げ等に伴う影響に関する質問追加
- ・注意喚起文書による親事業者に対する要請の実施

2 相談対応の強化

- ・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置
- ・オンライン相談会の実施

3 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充強化

- ・買いたたきに関する下請法上違反となるおそれのある行為についての考え方の明示・周知徹底
- ・事業者団体等との連携拡大を通じた全国津々浦々へアクションプランの周知徹底
- ・下請法に関する新しい動画の公開

公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会では、取引先から最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等の皆様から、下請法に関する相談を受け付けております。

フリーダイヤル
0120-060-110

【受付時間】10:00～17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>

中小事業者等のためのオンライン相談会

中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しています。

1 対象

下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する団体の定例的な会合の場での開催も可能）。

2 開催方法

WEB会議システムを用いて実施。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者等（原則3社以上）は、代表の中小事業者等が参加人数分を取りまとめた上、以下の記入事項を電子メールに記入の上、申込先メールアドレスまで送信してください。

(1) 記入事項

- ・申込代表者の会社名・所在地・資本金額・業種
- ・申込代表者の氏名・連絡先（電話番号）
- ・参加者の人数
- ・参加者の概要（例：下請事業者、物流事業者、納入業者）
- ・開催希望日（第1希望から第3希望まで。土日祝日は不可）
- ・相談内容（複数可。簡潔で構いません）

(2) 申込メールアドレス soudankai@jftc.go.jp

※請求メール防止のため、アドレス中の「@」を「&」としてあります。電子メール改修の際は「@」を「&」と入力してください。

4 その他

- (1) 申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>

最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

(参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋)

第4 親事業者の禁止行為

5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

- ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

公正取引委員会
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>

